

答 申 書

日野市は子どもの権利を尊重し、保障・擁護を推進することで子どもの幸福を実現し、健やかに育つことができる環境をつくることを目的に、「日野市子ども条例」を平成20年7月に施行しました。令和5年4月には「こども基本法」が施行され同年12月には「こども大綱」が策定されるなど、近年、子ども政策に関する環境は大きく変わり、子どもを権利の主体として認識し、その権利を尊重し、子どもの最善の利益を図ることがこれまで以上に地方自治体に求められています。日野市では令和7年度開始の「ひのっ子若者みらいプラン」の方針の一つに「子どもの権利の保障・擁護」を掲げ、子ども条例の周知・啓発の一層の推進を目指していくことになっています。子どもを取り巻く環境・政策・教育等が日々変化していますが、日野市子ども条例の理念や子どもの権利保障及び擁護は普遍的なものであります。こうした背景のもとで、令和6年7月1日付で市長から子ども条例についての諮問を受け、本委員会において検証を行った結果を以下のとおり答申するものです。

■ 市長の諮問

1. 『日野市子ども条例の周知・啓発について』

諮問理由：子どもの権利を保障・擁護するためには、まずは子ども本人や周りの大人たちが子どもの権利について知らなければならないため。

2. 『子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について』

諮問理由：相談・救済体制の現状の検証を行うことが、子どもの権利を保障・擁護するためのベースになるため。

■ 検 証 結 果

1. 『日野市子ども条例の周知・啓発について』

【取組みの現状】

- ・例年7月1日の「子ども条例の日」を中心に、啓発活動を実施。
- (1) 市内公共施設等でのパネル展
- (2) 市立図書館で「人権」をテーマにした本の特集コーナーを設置
- (3) 市内小・中学校や児童館等での啓発ポスター掲示
- ・中学校1年生に「子ども条例ポケット版」を配布(令和5年度まで)

【令和6年度からの取組み】

- (1) 子ども条例の日に合わせ、子どもの権利がテーマの講演会を開催
- (2) 啓発用にリーフレット及びアニメーション動画を作成
- (3) 公立小中学校の学習者用端末に、市ホームページの子ども条例の頁をブックマーク登録
- (4) 子ども包括支援センターみらいくにおける啓発パネルの常設展示

【委員会の意見】

① 周知・啓発の目的について

子ども条例の目的を考えたときに、「条例を知ってもらうこと」自体が目的ではなく、条例の存在を通じて子どもの権利が実際に守られる状態を実現することが目的となる。子どもの権利の侵害については、それが権利侵害であると分かるためには、やはり知識というものが必要である。「育つ権利」「守り守られる権利」「生きる権利」「参加する権利」というものを子どもたちがまずは知識として理解し、その上で「もしかしたら権利が侵害されているかもしれない」という可能性と結び付けられることが大切である。

② 子どもの権利の趣旨について

子どもは権利の主体であり、義務を果たさなければ権利を保障されないというものではない。そのような誤解が生じないように、子ども条例の啓発や運用にあたっては、子どもの権利条約等の趣旨も踏まえ、理解が進むように工夫していかなくてはならない。

③ 啓発活動への子どもの意見の取入れや参加について

条例の存在を知ってもらうためにはリーフレットやパネル展示等も必要であるが、条例の中身をしっかりと知ってもらうためには、子どもにとって難しい問題にならないよう、そこからの発展を子ども自身が決めていける取組みが望ましい。

啓発活動に子どもの意見を取入れたり、子どもが主体的に活動に参加したりすることは、条例への理解を深め、啓発効果を高めることに繋がっていく。

④ 周知・啓発の対象者について

子どもの権利については、子どもだけでなく、大人も知るべきと考える。保護者等の大人側も子どもの権利を知って理解できていなければ、条例が浸透していくことは難しい。子どもから地域の大人まで幅広い年代の方たちに広く浸透できるよう、年代に応じた工夫を考えていく必要がある。保護者や、今後保護者となっていく方に、子どもの権利の大切さと、地域には子どもたちのことを考えてくれている方がたくさんいるから安心してくださいねというメッセージに繋がるような、条例の紹介ができるとうい。

⑤ 学校における周知・啓発について

子どもたちに子どもの権利を浸透させるためには、学校における周知の工夫や学校の協力が不可欠である。リーフレット配布やポスター掲示、学習用端末のブックマークなどは周知・啓発の入口と捉え、今後、更なる工夫が必要である。学校の日常のなかで子どもたちが体感できる取組みは有効であり、子どもが学校で学んだことを家庭で話すことで、保護者の気づきに繋がることもある。

一例として、かなりの準備と調整が必要になるが、他市での大学生と協働しての学校教育の中での取組みなどは参考になるのではないか。また、日野市社会福祉協議会が学校で行っている「ハートフルプロジェクト(福祉教育)」は、子どもたちが体験を通し「幸せ」について学ぶ機会であり、その根本には「人権」がある。子ども条例の理念との関わりも深く、子どもオンブズパーソンも交えたコラボレーションなど効果的と思われる。

⑥ 周知・啓発の工夫について

「人権」と言われると難しい印象があり、条例の周知だけでは関心を持ってもらうことも中々難しいため、何かのイベントに絡めてみてはどうか。大きい講演会だけではなく、市民向けの勉強会や学校での授業などで子どもオンブズパーソンの方に話していただくような、日々の中で機会の提供なども非常に大事である。ワークショップのような対話をする形で人権への理解が深められ、自分の人権も相手の人権も大事に思うことができるような、そうした機会の創出もぜひ、と思う。また、私立学校の児童・生徒や不登校の子どもへのアウトリーチ方法についても検討すべきである。

リーフレットや動画については、子どもたちが関心を持って見てみようかと思えるような工夫、それを見て何かを考えるきっかけになる工夫があれば、より意味のあるものになる。「子ども条例ポケット版」の中学生への配布を、全児童生徒所有の学習用端末へのブックマーク登録に変更した件について、今のデジタル時代には合っており、小学生の時から子どもの権利について知ることができる環境があることは大事だと思う。また、授業で取り上げるなど、必ず子どもたちが見る機会を設けるべきである。なお、ポケット版は小学生には内容的に理解が難しいが、中学生は生徒手帳と携帯するため目に触れる機会もあり、啓発のツールとしてはあってもよいのではないか。

【 総 括 】

日野市子ども条例の周知・啓発について検証を行ったところ、条例の存在を知らせること自体を目的とするのではなく、子どもの権利が実際に守られる状態を社会の中に実現することを最終的な目的とすべきだという点を再認識した。

子どもが自らの権利を知識として理解するためには、「育つ権利」「守り守られる権利」「生きる権利」「参加する権利」を具体的な生活場面と結び付けて認識できる学びを提供する必要がある。また、子どもは権利の主体であり、「義務を果たさなければ権利は保障されない」といった誤解を生むことがないように、子どもの権利条約の趣旨を踏まえた、分かりやすい啓発と運用上の工夫が不可欠である。

啓発の質を高める上では、子ども自身が関心を持ち学びを発展させられる年代に応じた仕掛けと、当事者である子どもの意見や主体的参加を組み込むプロセスが重要である。また、啓発の対象を子どもに限定せず、まず保護者等や地域の大人が子どもの権利の意義を理解することが、条例の浸透の前提となる。幅広い年代に届く表現や場づくりを工夫し、特に保護者層には、子どもの権利の大切さとともに、子どもが育っていく上での地域の支えの存在を伝えるメッセージ性のある条例の周知・啓発が望まれる。

周知・啓発の基盤として学校との連携は不可欠であり、配布物や掲示、学習用端末のブックマークなどの導入的手段にとどまらず、日常の教育活動の中で子どもが体感し、家庭での対話にも波及するような取組みが効果的である。周知・啓発のツールには子どもの関心を引く工夫と内省を促す仕掛けを施すとともに、これらを授業で必ず取り上げるなど子どもたちが日々目にする機会を保障することが重要である。他にも他自治体の協働事例を参考にした取組みや、日野市社会福祉協議会が行っている福祉教育、子どもオンブズパーソンとのコラボレーションなど、啓発を行う上での有効な手段となり得る取組みを積極的に推進すべきである。さらに、「人権」という言葉が持つ難解な印象を乗り越えるため、単発の講演会のみならず、地域イベントへの組み込み、日常的な市民向け勉強会や学校授業での講話、対話型ワークショップなど、参加と対話を通じた気づきの機会を継続的に創出することが求められる。

総じて、子どもと大人双方に働きかけ、行政・学校・地域が連携し、子どもの主体的参加と体験を伴う多様な機会を継続的に提供することで、子どもの権利の実質的な保障につながる周知・啓発を一層推進していくことが肝要である。

2. 『子どもの権利侵害に対する相談・救済体制について』

【子どもなんでも相談の現状】

- ① 令和6年5月27日みらいくの開所と同時にスタート
- ② 令和7年5月27日までの1年間で延べ相談件数は1,042件
- ③ 相談日時は平日の9時から17時、木曜日のみ19時まで
- ④ 相談方法は電話・メール・二次元コードからの相談フォーム
- ⑤ 公立小中学校の学習者用端末からも相談可
- ⑥ 子どもからの相談は、リピーターや継続案件が多い
- ⑦ 中学生以上になると、保護者や公的機関よりも友達へ相談が増

《令和7年度の取組み》

1)体制を強化

- ・正職員2名、会計年度任用職員1名の3名体制に
- ・正職員は2名とも他課で生活困窮や生活保護のケースワーカーを経験
社会福祉士や精神保健福祉士の資格を所持
- ・会計年度任用職員は公認心理士など資格を所持

2)9月まで半年間の相談人数 172名(子ども55名・大人 117名)

【子どもオンブズパーソンの現状】

- ① 子どもが不当な扱いを受けた時に安心して相談できる体制整備を目指す
- ② 相談日は月に4回で予約制
- ③ 大学教員と弁護士による2人体制
- ④ 令和6年度の相談件数は、令和7年3月末時点で7件
- ⑤ 認知度の低さやアクセス方法にまだ課題がある
- ⑥ 子どもなんでも相談とは、四半期に一度の定期意見交換を実施

《令和7年度の取組み》

- 1)小中学校全児童/生徒に案内リーフレットを配布(予定)
- 2)11月2日開催の手をつなごう・子どもまつりでブースを設けて周知・啓発
- 3)11月22日時点の相談件数は、新規8件
- 4)11月27日の児童館学童職員研修で子どもオンブズパーソンが
講師として登壇

【委員会の意見】

① 制度の認知方法について

双方の制度を周知・啓発する活動としては、子ども家庭支援センターが小学校4年生に行っている児童虐待防止出前授業において「なんでも相談窓口の案内」や、福祉政策課の児童館・学童クラブ職員向け研修などの例があり、参加型のイベント等を企画・開催すると有効である。

② 子どもにとって最良のアクセス方法とは

リーフレットに「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」が並列に記載されているが、役割の違いからしても理解が難しいとの指摘があった。緊急性の相談がある際には非常に戸惑う。利用者にとって役割の認識に混乱をきたす可能性があるため、分かり易い内容への整備・検討をすべきである。

③ 学校との連携について

子どもたちが、なかなか先生に言いづらい、保護者にも言いたくないという場合はスクールカウンセラーを介してという手段がある。しかし学校内だけでは解決できない権利侵害等の相談の場合は、子どもオンブズパーソンがおりますと、スクールカウンセラーに伝えておく等の情報共有等での平常からの連携が必須である。

④ 独立性を保持しながら連携する体制の確立

理想的な体制としては、子どもオンブズパーソンの独立性を担保したうえで、孤立しない体制を検討すべきである。

学校や「子どもなんでも相談」から寄せられたものも含め、相談は全て最終的に子どもオンブズパーソンが受けるという、子どもオンブズパーソンを中心とした体制にしていくことが望まれる。現状、並列している「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」を考察すると、前者には相談員の配置があるため、受けた相談の調整や振り分けの役割が担保されているが、後者は体制に人員不足があることで、子どもの悩みを真摯に受け止め丁寧に解決していく際に、少なからず、支障をきたしているのではないかと予想される。

⑤ 他部連携について

学習者用端末から子どもなんでも相談の頁に飛べるようにした施策は、部局を超えた協力の成果である。権利侵害に関する相談窓口まで繋がるという意味で、子ども部・教育部・健康福祉部の3つの部署が垣根を越えて連携をしたということで評価でき、今後の連携拡大に期待する。

⑥ 他自治体の子どもオンブズパーソンを参考に

全国主要自治体の子どもオンブズパーソンについて検証すると、特に、兵庫県川西市は市長部局・教育委員会から独立した仕組みがあり、札幌市はSDGsの視点や権利教育との統合が進み、教育委員会との連携を制度的に担保としているところが特徴的である。この点についても参考にしながら、今後の日野市子どもオンブズパーソンの方向性を議論していくべきである。

【 総 括 】

現在は「子どもなんでも相談」と「子どもオンブズパーソン」が並列してリーフレットに掲載されているが、特に急ぎの相談の時には、子どもが迷わないように、窓口の目的や機能を分かりやすく整理して案内することが大切である。役割の認識の混乱や、その相談体制の整備というところが未だ発展途上であるので、引き続き、子どもへの権利救済に役立つのはどういう制度か、という検討が望まれる。

学校との連携もとても大切である。教員やスクールカウンセラーが、学校だけでは解決できない権利侵害などの相談を日頃から情報交換しながら、子どもオンブズパーソンに繋げていける体制が必要である。

一方、学習者用端末から「子どもなんでも相談」の頁にすぐアクセスできるようになったのは、部局同士が協力した成果であり、子ども部・教育部・健康福祉部が垣根を越えて連携できたのは評価できることである。今後もこうした連携の拡充を期待する。

全国の子どもオンブズパーソンの例をみると、兵庫県川西市は市長部局・教育委員会から独立した仕組みがあり、札幌市はSDGsの視点や権利教育との統合が進み、教育委員会との連携を制度的に担保としているところが特徴的である。日野市子ども条例委員会としては、これらも参考にしながら今後の議論・検討を継続していく必要がある。

総じて、両事業とも立ち上がって間もないため、相談体制の整備という点で発展途上であるが、既に事業として動き出しており、実績もある。また、周知・啓発を行っているところであり、早急な一本化など、全くのゼロベースに戻ってやり直すのは現実的ではない。従って双方の関係性の整理や調整をし、引き続き、子どもの権利の保障・擁護に資するような相談・救済体制の実現を目指していくべきである。